

下仁田町ガソリンスタンド指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

下仁田町では、令和10年度に下仁田町ガソリンスタンドを開設し、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、地域燃料供給インフラの維持と住民の利便性を図るため、令和10年4月からの指定管理者となる法人等を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

下仁田町ガソリンスタンド

(2) 所在地

下仁田町大字下仁田字下谷戸575番地1

(3) 施設概要

別紙「下仁田町ガソリンスタンド指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

3 指定期間

令和10年4月1日～令和15年3月31日（5年間）。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 管理の基準

管理の基準についての基本的な内容は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 営業日、営業時間等
- (2) 関係法令及び条例の遵守
- (3) 施設設備及び物品の適切な維持管理
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報保護

5 指定管理者の業務等

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）について基本的な内容は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 公設ガソリンスタンドの運営
- (2) 価格設定に関する業務
- (3) 危険物管理に関する業務
- (4) 非常時・災害時の対応に関する業務
- (5) 日常的な修繕に関する業務

- (6) 法定点検及び環境整備に関する業務
- (7) 各種報告に関する業務
- (8) その他町長が必要と認める業務

6 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下仁田町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

7 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を町に提出していただきます。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式第1号）（下仁田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年下仁田町規則第11号））
- (2) 下仁田町ガソリンスタンド指定管理者事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - ① 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ② 滞納（国税、都道府県税、市町村税）がない旨の証明書
- (9) その他町長が必要と認める書類

8 経費に関する事項

施設運営経費（燃料仕入代金、人件費、光熱水費、損害保険料、保守点検費等）については、指定管理者の負担（独立採算）とします。

- (1) 価格の設定

指定管理者は近隣の石油製品価格を考慮し、適正な料金を設定してください。

また、大幅な価格改定を行う場合は、事前に町と協議を行ってください。

(2) 収支予算計画書の提出

指定管理者は、毎年度開始前に次年度の収支予算計画書を町に提出してください。

(3) 納付金及び補助金について、

収益が見込まれる場合、指定管理者は管理運営から生じた利益の一部を「管理運営納付金」として町に納付します。納付金額については別途協議します。

町は納付された納付金を、次年度以降の設備維持費又は住民還元（ガソリン価格引き下げ等）に充てます。

赤字が見込まれる場合において、町が公共インフラ維持の観点から必要と認めたときは、予算の範囲内で「運営費補助金」を交付することができます。

補助金の交付要件、算定方法、交付手順については、別途締結する協定書にて定めます。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間は令和8年9月1日（火）～10月16日（金）
- (2) FAX 又は電子メールで提出してください。

10 現地説明会の実施

現地説明会は令和8年9月17日（木）午前10時30分から開催しますので、出席される事業者は9月16日（水）までに、お申し込みください。

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 下仁田町役場商工観光課商工観光係
〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682
電話 0274-64-8805（直通） FAX 0274-82-5766
- (2) 提出期間 令和8年9月1日（火）～10月30日（金）
午前8時30分～午後5時（土曜日・日曜日・祝日は除く）
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※ FAX 又は電子メールでの提出は認めません。

12 選定方法

- (1) 1次審査：提出された書類を担当課で審査します。
- (2) 2次審査：1次審査を通過した事業者に対し、指定管理者選定委員会において

各委員が次の選考事項に沿ってそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

- ① 住民の平等な利用の確保（10）
 - ・施設の設置目的及び町が示した管理の方針
 - ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ② 施設の効用の最大限の発揮（30）
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
 - ③ 経費の縮減（30）
 - ・施設の管理運営に係る経費の内容
 - ④ 管理を安定して行う人的、財政的基礎（30）
 - ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・安定的な運営が可能となる人的能力
 - ・安定的な運営が可能となる経理的基盤
- ※（ ）内は配点

1 3 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

1 4 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるもの

1 5 選定委員会（2次審査）

令和8年11月中旬に実施しますので、関係者が出席して頂き、事業計画等の説明をお願いします。（日程については、決定しだい連絡します。）

1 6 選定結果

1次審査、2次審査とも結果については、各申請者に文書で通知しますが、結果

に関する問合せは一切受け付けませんので、ご承知おきください。

1 7 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は令和 8 年 1 2 月開催予定の下仁田町議会の議決を経て決定（指定）します。

1 8 特記事項

町は指定管理者対し、指定期間前であっても町が設置する施設に関し、助言及び提案を求めることができる。

1 9 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、役場内および選定委員会での使用に限ります。ただし、下仁田町情報公開条例による情報公開の請求により、開示することがあります。

2 0 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 下仁田町ガソリンスタンド指定管理者事業計画書（様式第 2 号）及び収支計画表（様式第 3 号）
- (3) 下仁田町ガソリンスタンド指定管理者募集要項
- (4) 下仁田町ガソリンスタンド指定管理者仕様書

問い合わせ先

下仁田町役場商工観光課商工観光係
担当：小金澤・並木

電 話 0274-64-8805（直通）

F A X 0274-82-5766